

鳥獣被害対策研修会

多種多様な野生動物の出没に対しては、集落ぐるみで対策をすることが重要です。町では「集落ぐるみで行う鳥獣被害対策」を支援するため、自治体単位で「鳥獣被害対策研修会」を開催しています。

【研修会の内容】

- 研修
鳥獣被害対策の基本的な考え方を学びます。
- 集落環境診断
自身の集落における野生動物の出没情報、被害状況を確認します。
- 集落ぐるみの対策の立案
自分たちでできる対策と町に依頼したい対策を分類することでまとまりのある活動につなげます。



小綱木自治体の取組み

令和5年の夏から秋にかけてツキノワグマの出没が相次ぎ、人身被害の恐れが高まりました。

そのため、小綱木自治体長から「効果的な対策を実施したいがどうしたらよいか」という相談が町に寄せられ、令和5年9月に研修会を開催しました。

●自治体独自で「有害鳥獣対策隊」を結成

対策実施の中心的な役割を担う有害鳥獣対策隊は自治体内で、主体的に活動できるメンバーで構成され、野生動物の出没対応や活動計画の作成、自治体内への普及啓発などを行います。

令和6年度の対策第1弾として、長年、遊休農地となっていた場所の草刈りを行いました。ここは令和5年度にツキノワグマの移動ルートおよび潜伏地となっていました。

今後も自治体内のヤブ化している場所について緩衝帯整備の年次計画を作成し、野生動物が出にくい環境づくりをしていく予定です。さらに、ニホンザルやツキノワグマの目撃に備え、組織的な追い払い体制の整備も行います。

活動はスタートしたばかりですが、自治体が一丸となって対策を行うことで必ず被害は減少していきます。今後、対策の効果検証を行いながら継続的に活動を行う予定です。



町専門員との連携



荻原 謙介 専門員

専門員は、野生動物の動向を把握し、知識を駆使して効果的な鳥獣被害対策を町民の皆さんに伝えるために活動しています。

専門員に異動はありません。しかし、鳥獣被害対策の窓口の多くは自治体長が担っています。そのため、自治体長が短期間で交代すると、専門員との長期的な対策方針が立てられないといったデメリットも見られました。

小綱木自治体のように鳥獣被害対策の専門組織を設立すると、町と自治体が同じ顔触れで長期的な連携が可能となります。お悩みの際にはぜひ町へご相談ください。

町民の皆さんの実行力と町の専門的な支援が一つになることで必ず鳥獣被害は軽減していきます。町では今後も支援を強化していきますので、ぜひ一緒に取り組みましょう。

集落ぐるみで行う鳥獣被害対策



(図) 3本柱の総合対策



近年、全国各地で相次ぐ野生動物による生活環境被害や農林業被害、町内全域に出没する多種多様な野生動物から、私たちの生活をどのように守っていくのか、効果的な対策とは何かを考える必要があります。

今月号では鳥獣被害の現状とその対策を特集します。

〈問い合わせ先〉

農林振興課 林政係 ☎ 45-4531

鳥獣被害の現状

令和4年度の全国における野生鳥獣による農作物被害額は約156億円となっており、全体の約7割がニホンジカ、イノシシ、ニホンザルとなっています。全体的には緩やかに減少傾向となっていますが、依然高止まりの状況です。

また、町内における令和4年度の農作物被害額は約279万円となっており、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシが被害を発生させています。町内においても被害は減少傾向となっていますが、依然として大きく町内全域で被害が発生しています。

ニホンザルの生息域は、野沢地区の一部と群岡、新郷、奥川地区の全域、ツキノワグマとイノシシの生息域は町内全域となっています。

「野生動物の数を減らす=被害はなくなる」というわけではない。

重要な3本柱の総合対策

「野生動物の数を減らせば被害は無くなる」という声を多く聞きます。当然、個体数の減少は被害軽減のために大事なことです。

現在、行政の施策により捕獲頭数は年々増加していますが、被害は大きく減少していないのが現状です。

そこで重要なのが「3本柱の総合対策(左図参照)」です。

この3本柱の総合対策は、集落に出没する原因となる放任果樹などを管理し、移動ルートのヤブを無くすことで出にくい環境を作る対策です。また農作物は侵入防止柵で囲む。さらに捕獲することで個体数を減らせば確実に被害は減少することが全国各地で実証されています。